

【概要】

気象庁から発表する警報・注意報の基準については、気象庁により最新の災害資料等を踏まえ、随時見直すものとされており、近年、暴風（暴風雪）警報の発表頻度が高い傾向にあるなかで、海上の暴風（暴風雪）警報にあっては、重大な災害の発生が確認されていないことから、その警報基準である最大風速を 18m/s から 20m/s へ見直されることとなった。

前述のように、気象庁から発表される警報等については、重大な災害が発生するおそれがある場合に発表されており、国民が災害等から安全を確保するための指標として広く運用され認知されていることから、これを引き続き「異常気象・津波等安全対策実施要領」の基準として運用することとし、海上の暴風警報等の基準見直しに伴い、小名浜港、相馬港における異常気象・津波等安全対策実施要領の所要の改正を行うもの。

【改正概要】

- 1 避難勧告に規定している海上において予想される最大風速を「 18m/s 」から「 20m/s 」へ改める。
- 2 警戒勧告(第一体制)の発出基準・時期のうち「暴風(暴風雪)若しくは波浪警報が発表される可能性が高い。」から「警報が発表される可能性のある。」へ改める。
- 3 警戒勧告(第一体制)の船舶が取るべき措置のうち、在泊船が行う荒天準備に関して「危険物積載船舶、小型船及び汽艇等は、安全な場所へ避難を開始すること。」から「危険物積載船舶」を削除する。

【改正理由】

- 1 気象庁から発表される警報等は、重大な災害が発生するおそれがある場合に発表されており、国民が災害等から安全を確保するための指標として広く運用され認知されていることから、これを引き続き基準として運用するため、該当する基準について改正するもの。
- 2 海上における最大風速が引き上げられるが、港内の状況によっては、暴風警報発表を待たずに港長勧告を発出のうえ、安全確保に万全を期す運用を行ってきたところ、現在は気象庁が発表する様々な気象情報により、早期に荒天準備を促す対応が取れることから、その気象情報である早期注意情報（警報級の可能性）で弾力的に運用できるよう改正するもの。
- 3 前記改正のとおり、従前より気象情報等の把握が早く、十分余裕をもった時点で荒天準備を促すことが可能となり、また、危険物積載船舶が入港する各岸壁等管理者等は、その関係者によって、異常気象等の安全対策についても、船舶が荒天準備のため必要な作業（荷役を含む）等が実施可能であるか判断でき、早期に荒天準備等が対応出来る体制が確立されていることから、現状、実質的に危険物荷役についても荒天準備に含めることが適当であることから、所要の改正を行うもの。